

新型コロナウイルス感染症への更なる対策を求める意見書

令和二年四月七日に改正新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令された緊急事態宣言を受け、本区におきましても、この間、飲食店をはじめ、中小の事業者が深刻な打撃を受けるとともに、民間や行政などにおける様々なサービスの縮小、学校の一斉休業等により区民生活も多大な影響を受けています。このような状況に鑑み、新型コロナウイルスに伴う感染症の拡大防止に加えて、今後の区民生活に対する経済的な支援など万全の対策を講ずることが求められます。

よって、中央区議会は、総意をもって、政府に対し早急に次の事項を実現するよう、強く要望します。

記

- 一 日本経済を支える中小企業等の経営安定に向けた信用保証協会への支援強化及び各種申請手続の簡素化
 - 二 学生への給付金や奨学金返済猶予などによる経済支援の強化
 - 三 マイナナンバーカード・マイナポータル等を利用した行政手続における地方自治体との連携を考慮した更なる利便性の向上
 - 四 治療薬の開発や医療提供体制の充実及びPCR・抗体検査の体制整備並びに地域を支えるかかりつけ医と地域センター病院に対する財政支援の早期実現
 - 五 在宅ワークなど多様な働き方へのニーズに応える認可外を含む保育施設運営事業者・子育て支援事業者、介護施設並びに障害者施設従事者等への財政面を含めた支援の充実
 - 六 公教育の早期回復に向けた具体的指針の明示、オンライン授業への対応など教育委員会が取り組むICT環境整備の充実に対する財政面を含めた支援の強化
 - 七 地方創生臨時交付金の拡充及び地方自治体における歳入減少に対する起債等財源確保策の拡大
 - 八 中長期的な予防・拡大防止対策を見据えながら、防災・環境・観光等公共事業投資の充実による雇用の創出
- 右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和二年五月二十九日

東京都中央区議会議長 押田 まり子

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
文部科学大臣

あて